

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（有価証券届出書の記載内容等）</p> <p>第八条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続、特定組織再編成交付手続若しくは株式交付を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。） 第二号の六様式</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続、特定組織再編成交付手続若しくは株式交付を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき 第七号の四様式</p>	<p>（有価証券届出書の記載内容等）</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 発行者が内国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき（前号に掲げる場合を除く。） 第二号の六様式</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 発行者が外国会社であつて、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続を行う場合又は法第二十七条の四第一項の場合において、有価証券届出書を提出しようとするとき 第七号の四様式</p>

2 前項の規定にかかわらず、本邦の金融商品取引所に発行株式を上

場しようとする会社（指定法人を含む。以下この項において同じ。

）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社で、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする会社（内国会社に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により、有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続に該当しない場合又は株式交付に際して行われるものでない場合 第二号の四様式

二 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続に該当する場合又は株式交付に際して行われるものである場合 第二号の七様式

（有価証券届出書等の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定

2 「同上」

一 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当しない場合 第二号の四様式

二 当該募集又は売出しが特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当する場合 第二号の七様式

（有価証券届出書等の記載の特例）

第九条 「同上」

める事項とする。

「一・二 略」

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合 次に掲げる事項

「イ〜ヲ 略」

ワ 社債管理者（社債管理補助者を含む。以下同じ。）又は社債の管理会社の名称（社債管理補助者にあつては、氏名又は名称）及びその住所

カ 「略」

「三の二〜九 略」

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 「略」

2 「略」

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項（第七号様式にあつては「第一号 証券情報」、第七号の四様式にあつては「第一号 証券情報」及び「第二号 証券再編成（株式交付又は公開買付け）に関する情報」に記載すべき事項を除く。）

次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該書類

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜ヲ 同上」

ワ 社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ 「同上」

「三の二〜九 同上」

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 「同上」

2 「同上」

3 法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項（第七号様式にあつては「第一号 証券情報」、第七号の四様式にあつては「第一号 証券情報」及び「第二号 証券再編成（公開買付け）に関する情報」に記載すべき事項を除く。次項第二号

において「発行者情報」という。）であつて、当該書類に記載され

に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 「略」

（目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十一条の五 法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 「略」

二 令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供される前号に規定する届出に係る事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三 「略」

ていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 「同上」

（目論見書の作成を要しない新株予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

第十一条の五 「同上」

一 「同上」

二 前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行つた場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧することができるもの

三 「同上」

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 「略」

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。)、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。） 次に掲げる事項

〔イ〕 略

ヲ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法）並びに次の(1)から(4)までに掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 会社法第二百二条の二第一項各号（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を募集事項に含む株式を割り当てる方法又は同法第二百三十六条第三項各号（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）

〔イ〕 同上

ヲ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下ヲにおいて同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法）並びに次の(1)から(3)までに掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

〔(1)～(3) 同上〕

〔加える。〕

に掲げる事項を内容とする新株予約権(2)に規定する新株予約権を除く。)を割り当てする方法

ワ 「略」

「二〇八 略」

八の二 提出会社による子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第二十七条の三第一項に規定する公開買付け又は株式交付によるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。)が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。)に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得(以下この号において「近接取得」という。)に係る対価の額の合計額を合算した額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

「九〜十九 略」

「3〜11 略」

ワ 「同上」

「二〇八 同上」

八の二 提出会社による子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。)が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。)に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得(以下この号において「近接取得」という。)に係る対価の額の合計額を合算した額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき次に掲げる事項

「イ〜ハ 同上」

「九〜十九 同上」

「3〜11 同上」

第一号様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券通知書
【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条
【提出先】 ____財務(支)局長
【提出日】 ____年 月 日
【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
[1～4 略]
(記載上の注意)
[(1)～(5) 略]
(6) 有価証券の引受けの概要
[a～c 略]
d 社債管理補助者を設置する場合には、社債管理補助者の氏名又は名称、当該者が社債管理補助者である旨及び委託の条件を欄外に記載すること。
[(7)・(8) 略]

第二号様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 ____財務(支)局長
【提出日】 ____年 月 日
【会社名】(2) _____
【英訳名】 _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4) _____
【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) _____
【安定操作に関する事項】(6) _____

第一号様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券通知書
【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第 条
【提出先】 ____財務(支)局長
【提出日】 ____年 月 日
【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
[1～4 同左]
(記載上の注意)
[(1)～(5) 同左]
(6) 有価証券の引受けの概要
[a～c 同左]
[加える。]
[(7)・(8) 同左]

第二号様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 ____財務(支)局長
【提出日】 ____年 月 日
【会社名】(2) _____
【英訳名】 _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4) _____
【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) _____
【安定操作に関する事項】(6) _____

【縦覧に供する場所】(7)

名称
(所在地)

第一部 [略]
 第二部 【企業情報】
 [第1～第3 略]
 第4 【提出会社の状況】

1 [略]
 2 【自己株式の取得等の状況】⁽⁴⁾
 【株式の種類等】 _____⁽⁴⁾
 [(1)～(3) 略]

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】⁽²⁾

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]
 [第三部・第四部 略]
 (記載上の注意)

[(1)～(14) 略]

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

[a～d 略]

e 社債管理補助者を設置する場合には、「社債管理者の名称」の欄に社債管理補助者の氏名又は名称及び社債管理補助者である旨を記載すること。

f～h [略]

[(16)～(20) 略]

(30) 経営上の重要な契約等

[a～c 略]

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当

【縦覧に供する場所】(7)

名称
(所在地)

第一部 [同左]
 第二部 【企業情報】
 [第1～第3 同左]
 第4 【提出会社の状況】

1 [同左]
 2 【自己株式の取得等の状況】⁽⁴⁾
 【株式の種類等】 _____⁽⁴⁾
 [(1)～(3) 同左]

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】⁽²⁾

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]
 [第三部・第四部 同左]
 (記載上の注意)

[(1)～(14) 同左]

(15) 社債の引受け及び社債管理の委託

[a～d 同左]

[加える。]

e～g [同左]

[(16)～(20) 同左]

(30) 経営上の重要な契約等

[a～c 同左]

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社（以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交

てられる場合を含む。)及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [略]

[④～⑥] 略]

(3) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集(会社法第199条第1項の規定による募集をいう。)を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b [略]

(3) [略]

(4) コーポレート・ガバナンスの概要

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者(以下④から⑥までにおいて「上場会社等」という。)である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要(設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名(当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下a及び⑦bにおいて同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。))又は社外監査役(社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。))に該当する者についてはその旨の記載を含む。)の記載を含む。)及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役(業務執行取締役等(会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。))であるものを除く。bにおいて同じ。)、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で同法第427条第1項に規定する契約(bにおいて「責任限定契約」という。)を締結した場合又は役員等(同法第423条第1項に規定する役員等をいう。以下a及びbにおいて同じ。))との間で補償契約(同法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下a及びbにおいて同じ。))若しくは役員等賠償責任保険契約(同法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下a及びbにおいて同じ。))を締結した場合には、締結した契約の内容の概要(当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第3号の3及び第3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。)を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項(例えば、会社

換完全親会社等となる会社(株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [同左]

[④～⑥] 同左]

(3) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集(会社法第199条第1項の規定による募集をいう。)を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b [同左]

(3) [同左]

(4) コーポレート・ガバナンスの概要

a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券(法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する者(以下④から⑥までにおいて「上場会社等」という。)である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。)の概要(設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名(当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下a及び⑦bにおいて同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。))又は社外監査役(社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。))に該当する者についてはその旨の記載を含む。)の記載を含む。)及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役(業務執行取締役等(会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。))であるものを除く。bにおいて同じ。)、会計参与、監査役又は会計監査人との間で同法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合には、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項(例えば、会社

の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、責任限定契約、補償契約又は役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第3号の3及び第3号の4に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

[c～h 略]

(55) [略]

(56) 監査の状況

[a～c 略]

d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

[(a)～(e) 略]

(f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

[i～iv 略]

v 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役及び監査役会が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

(57) 役員報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下同じ。）について、次のとおり記載すること。

a 届出書提出日現在における提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下同じにおいて「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。また、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、会社法施行規則第121条第6号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員につ

の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

[c～h 同左]

(55) [同左]

(56) 監査の状況

[a～c 同左]

d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

[(a)～(e) 同左]

(f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

[i～iv 同左]

v 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役会が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

(57) 役員報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下同じ。）について、次のとおり記載すること。

a 届出書提出日現在における提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下同じにおいて「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が二以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員報酬等について定款に定めている事項の内

いての定めである場合には、当該定めに係る役員の員数を含む。)を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員の報酬等について定款に定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載すること。

b 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役員及び社外役員の区分(以下bにおいて「役員区分」という。)ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別(例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいい、業績連動報酬に非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下bにおいて同じ。)が含まれる場合には非金銭報酬等とそれ以外の報酬との区分を含む。以下bにおいて同じ。)の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等(主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下bにおいて「連結報酬等」という。)の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。)

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該業績連動報酬の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

c 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。また、株式会社が当該事業年度の末日において取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会(提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下cにおいて「委員会等」という。)が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会(指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会)及び委員会等の活動内容を記載すること。

〔㉞〕～〔㉟〕 略]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

有価証券届出書

____ 財務(支)局長

____ 年 月 日

容を記載すること。

b 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役員及び社外役員の区分(以下bにおいて「役員区分」という。)ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別(例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいう。以下bにおいて同じ。)の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等(主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下bにおいて「連結報酬等」という。)の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。)

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。

c 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会(提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下cにおいて「委員会等」という。)が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会(指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会)及び委員会等の活動内容を記載すること。

〔㉞〕～〔㉟〕 同左]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

有価証券届出書

____ 財務(支)局長

____ 年 月 日

[16]～[24] 略

(25) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報
第二号の六様式の記載上の注意(1)から(9)まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に準じて記載すること。

[25]～[33] 略

(34) 監査の状況

a [略]

b 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

[a]～[d] 略

(e) 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

[35]～[39] 略

(40) 経営上の重要な契約等

[a・b] 略

c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下cにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下cにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

d [略]

[41]～[54] 略

(55) 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

[略]

[55]～[58] 略

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

____財務（支）局長

【提出日】

____年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

[16]～[24] 同左

(25) 組織再編成（公開買付け）に関する情報
第二号の六様式の記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

[25]～[33] 同左

(34) 監査の状況

a [同左]

b 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

[a]～[d] 同左

(e) 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役会（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が同法第399条第1項の同意をした理由を記載すること。

[35]～[39] 同左

(40) 経営上の重要な契約等

[a・b] 同左

c 最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下cにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

d [同左]

[41]～[54] 同左

(55) 組織再編成対象会社情報

[同左]

[55]～[58] 同左

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

____財務（支）局長

【提出日】

____年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]

[第四部・第五部 略]

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(10)

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①～④ 略

(2) [略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

(1) 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

a 組織再編成又は株式交付の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成又は株式交付の後に、手続当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社又は当該株式交付における株式交付子会社以外の会社をいい、これらの会社が提出会社以外の会社である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、c又はdにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

b 組織再編成又は株式交付の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における手続対象会社（組織再編成対象会社又は株式交付子会社をいう。以下同じ。）と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、c又はdにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

[c・d 略]

(2) 組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要

a 手続当事会社が提出会社以外の会社（公開買付者である会社を除く。bにおいて同じ。）であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該手続当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種

[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]

[第四部・第五部 同左]

第六部【組織再編成対象会社情報】(10)

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①～④ 同左

(2) [同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

(1) 組織再編成（公開買付け）の目的等

a 組織再編成の目的（経営統合、関係会社化による経営参加等）及び理由を具体的に分かりやすく記載すること。当該組織再編成後に、組織再編成当事会社（当該組織再編成における組織再編成対象会社以外の会社をいい、当該会社が提出会社以外である場合には提出会社を含む。以下同じ。）の企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他提出会社の企業集団の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容も記載すること。

b 組織再編成の効力の発生後、提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係（資本関係、役員兼任関係、取引関係等）について、図表等を用いて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

[c・d 同左]

(2) 組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要

a 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当しない場合には、当該組織再編成当事会社について、商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額、事業の内容及び大株主（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に5名をいう。eにおいて同じ。）並びに最近3事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益について分かりやすく記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種

類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主5名を記載すること（eにおいて同じ。）。

b 手続当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該手続当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が手続当事会社である場合には、記載を要しない。

[d・e 略]

(3) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

a 組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。

b 組織再編成又は株式交付に係る契約及び計画の内容を記載すること。

c [略]

(4) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠

a 手続対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下a及びbにおいて「組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、手続対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

なお、株式交付を行う場合において公開買付けを実施するときは、cにより記載することとされている事項については記載を省略することができる。

b 手続当事会社が、組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成又は株式交付に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、手続当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、手続対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。

c [略]

(5) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによって発行（交付）される有価証券との相違）

a 手続対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [略]

(5-2) 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付（公開買付けを実施しない場合に限る。）に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。

b [略]

類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、大株主として、所有株式に係る議決権の個数の多い株主5名を記載すること（eにおいて同じ。）。

b 組織再編成当事会社が提出会社以外の会社であって、継続開示会社に該当する場合には、本様式中第六部に準じて、当該組織再編成当事会社が提出した書類及びその提出年月日を記載すること。また、提出会社との関係（資本関係、役員の兼任関係、取引関係等）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が組織再編成当事会社である場合には、記載を要しない。

[d・e 同左]

(3) 組織再編成（公開買付け）に係る契約

a 組織再編成に係る契約の内容の概要について具体的に、かつ、分かりやすく説明すること。

b 組織再編成に係る契約の内容を記載すること。

c [同左]

(4) 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠

a 組織再編成対象会社の有価証券の所有者に割り当てられる有価証券の種類及び数又は算定方法（以下a及びbにおいて「組織再編成に係る割当ての内容」という。）及び組織再編成に係る割当ての内容の算定根拠を具体的に記載すること。

また、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の種類に応じて組織再編成に係る割当ての内容に差を設ける場合について、組織再編成に係る割当ての内容を異にすることとした考え方等の内容を具体的に記載すること。

b 組織再編成当事会社が、組織再編成に係る割当ての内容を決定する際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて組織再編成に係る割当ての内容を決定するに至った経緯を記載すること。なお、組織再編成当事会社が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第32号に規定する共通支配下関係をいう。）にあるときは、組織再編成対象会社の発行する有価証券の所有者の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）を記載すること。

c [同左]

(5) 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けによって発行（交付）される有価証券との相違）

a 組織再編成対象会社が発行者である有価証券に関する権利と第一部に記載される有価証券に関する権利との間の重要な相違事項（例えば、有価証券に係る配当、残余財産の分配、有価証券の買受け、議決権を行使することができる事項、有価証券の処分に関する制限等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [同左]

(5-2) 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。

b [同左]

(6) [略]

(7) 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

a 組織再編成又は株式交付に関する手続（組織再編成又は株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成又は株式交付に係る手続の方法、日程、手続対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成又は株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあっては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [略]

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意④ a(a)から(d)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意④ b(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第 129 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [略]

(9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、手続対象会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）と手続当事会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割若しくは新設分割が行われること又は手続当事会社が手続対象会社を株式交付子会社とする株式交付をすることが、手続当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意③に準じて記載すること（本届出書についての組織再編成に係る契約及び株式交付を除く。）。

b 手続対象会社と手続当事会社との間において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日まで間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

(6) [同左]

(7) 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

a 組織再編成に関する手続（組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要、当該書類の閲覧方法、株主総会等の組織再編成に係る手続の方法、日程、組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権の行使方法（当該権利がない場合にあっては、その旨）等）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b [同左]

(8) 統合財務情報

a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意④ a(a)から(d)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意④ b(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第 94 条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第 129 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [同左]

(9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度）において、組織再編成対象会社（その関係会社を含む。以下(9)において同じ。）と組織再編成当事会社（その関係会社を含む。組織再編成当事会社が提出会社でない場合には、提出会社及びその関係会社も含む。以下(9)において同じ。）の間において、吸収合併、新設合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割が行われることが、組織再編成当事会社の業務執行を決定する機関により決定された場合には、第二号様式記載上の注意③に準じて記載すること（組織再編成当事会社（組織再編成当事会社が提出会社以外の会社である場合には、当該会社をいう。）が組織再編成対象会社と締結する組織再編成に係る契約を除く。）。

b 組織再編成対象会社と組織再編成当事会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日まで間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

c [略]

10 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

- a 手続対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 略]

第二号の七様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____ 財務(支)局長
【提出日】	____ 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集(売出)金額】	_____
【縦覧に供する場所】	_____ 名称 _____ (所在地)

第一部 [略]

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】
- 2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】
- 4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

[6・7 略]

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

第2 [略]

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約(発行者(その関連

こと。

c [同左]

10 組織再編成対象会社情報

- a 組織再編成対象会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
b 当該届出書の提出日において既に提出されている組織再編成対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 同左]

第二号の七様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____ 財務(支)局長
【提出日】	____ 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集(売出)金額】	_____
【縦覧に供する場所】	_____ 名称 _____ (所在地)

第一部 [同左]

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

- 1 【組織再編成(公開買付け)の目的等】
- 2 【組織再編成(公開買付け)の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成(公開買付け)に係る契約】
- 4 【組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

[6・7 同左]

8 【組織再編成に関する手続(公開買付けに関する手続)】

第2 [同左]

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重

者) と対象者との重要な契約)】

第三部【企業情報】

[第1～第3 略]

第4【提出会社の状況】

1 [略]

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 _____

[(1)～(3) 略]

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]

第四部 [略]

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①～④ 略

(2) [略]

第六部 [略]

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意(株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意6を除く。)に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

____財務(支)局長

____年 月 日

要な契約)】

第三部【企業情報】

[第1～第3 同左]

第4【提出会社の状況】

1 [同左]

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 _____

[(1)～(3) 同左]

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]

第四部 [同左]

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①～④ 同左

(2) [同左]

第六部 [同左]

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報」及び「第五部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第二号の四様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

____財務(支)局長

____年 月 日

【事業年度】 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2) _____
 【英訳名】 _____
 【代表者の役職氏名】(3) _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【最寄りの連絡場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 _____
 (所在地) _____

第一部【企業情報】

[第1～第3 略]

第4【提出会社の状況】

1 [略]

2【自己株式の取得等の状況】(28)

【株式の種類等】 _____(29)

[1～(3) 略]

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(33)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[略]				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[略]				

[3・4 略]

[第5～第7 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[略]

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

四半期報告書

金融商品取引法第24条の4の7第 項

財務(支)局長

【事業年度】 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2) _____
 【英訳名】 _____
 【代表者の役職氏名】(3) _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【最寄りの連絡場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 _____
 (所在地) _____

第一部【企業情報】

[第1～第3 同左]

第4【提出会社の状況】

1 [同左]

2【自己株式の取得等の状況】(28)

【株式の種類等】 _____(29)

[1～(3) 同左]

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】(33)

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
[同左]				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
[同左]				

[3・4 同左]

[第5～第7 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

四半期報告書

金融商品取引法第24条の4の7第 項

財務(支)局長

【提出日】 年 月 日
【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2) _____
【英訳名】 _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】(4) 名称 _____
(所在地) _____

[第一部・第二部 略]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 略]

(9) 経営上の重要な契約等

[a~c 略]

d 当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交換親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [略]

[(10)~(17) 略]

第五号様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 _____財務(支)局長
【提出日】 _____年 月 日
【中間会計期間】 第 期中(自 _____年 月 日 至 _____年 月 日)
【会社名】(2) _____
【英訳名】 _____

【提出日】 年 月 日
【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2) _____
【英訳名】 _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】(4) 名称 _____
(所在地) _____

[第一部・第二部 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 同左]

(9) 経営上の重要な契約等

[a~c 同左]

d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [同左]

[(10)~(17) 同左]

第五号様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 _____財務(支)局長
【提出日】 _____年 月 日
【中間会計期間】 第 期中(自 _____年 月 日 至 _____年 月 日)
【会社名】(2) _____
【英訳名】 _____

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

[第一部～第三部 略]

(記載上の注意)

[(1)～(11) 略]

(12) 経営上の重要な契約等

[a～c 略]

d 当中間会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [略]

[(13)～(20) 略]

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

[第一部～第三部 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(11) 同左]

(12) 経営上の重要な契約等

[a～c 同左]

d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e [同左]

[(13)～(20) 同左]

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部 [略]

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】
- 2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】
- 4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

[6・7 略]

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

第2 [略]

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

[第三部～第五部 略]

第六部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)

【今回の募集（売出）金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

発行登録追補書類
 財務（支）局長
 年 月 日

第一部 [同左]

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

- 1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】
- 2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】
- 3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】
- 4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】
- 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

[6・7 同左]

8 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

第2 [同左]

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

[第三部～第五部 同左]

第六部 【組織再編成対象会社情報】

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)

【今回の募集（売出）金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

発行登録追補書類
 財務（支）局長
 年 月 日

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	

【これまでの募集（売出）実績】(4)
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			減額総額 (円)	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） _____ 円
(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額 (円)	償還年月日	償還金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5) _____ 名称
(所在地)

第一部 [略]

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】(6)

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

- 1 【公開買付け又は株式交付の目的等】
- 2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】
- 3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	

【これまでの募集（売出）実績】(4)
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			減額総額 (円)	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） _____ 円
(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額 (円)	償還年月日	償還金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
実績合計額 (円)			償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） _____ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5) _____ 名称
(所在地)

第一部 [同左]

第二部 【公開買付けに関する情報】(6)

第1 【公開買付けの概要】

- 1 【公開買付けの目的等】
- 2 【公開買付けの当事会社の概要】
- 3 【公開買付けに係る契約】

- 4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】
 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違（株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違）】

- 6 [略]
 7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

第2 [略]
 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

[第三部・第四部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

[(1)～(5) 略]

(6) 公開買付け又は株式交付に関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)まで（株式交付に際して本届出書を提出する場合には、同様式記載上の注意(6)を除く。）に準じて記載すること。

[(7)・(8) 略]

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】 自己株券買付状況報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項
 【提出先】 ____財務（支）局長
 【提出日】 ____年 月 日
 【報告期間】 自 ____年 月 日 至 ____年 月 日
 【会社名】 _____
 【英訳名】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【最寄りの連絡場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地) _____

株式の種類 _____

- 1 [略]
 2 【処理状況】 ____年 月 日現在

区分	報告月における処分株式数	処分価額の総額（円）
----	--------------	------------

- 4 【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
 5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】

- 6 [同左]
 7 【公開買付けに関する手続】

第2 [同左]
 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

[第三部・第四部 同左]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

[(1)～(5) 同左]

(6) 公開買付けに関する情報

第二号の六様式記載上の注意(1)から(9)までに準じて記載すること。

[(7)・(8) 同左]

第十七号様式

【表紙】

【提出書類】 自己株券買付状況報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の6第1項
 【提出先】 ____財務（支）局長
 【提出日】 ____年 月 日
 【報告期間】 自 ____年 月 日 至 ____年 月 日
 【会社名】 _____
 【英訳名】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【本店の所在の場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【最寄りの連絡場所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【縦覧に供する場所】 名称 _____
 (所在地) _____

株式の種類 _____

- 1 [同左]
 2 【処理状況】 ____年 月 日現在

区分	報告月における処分株式数	処分価額の総額（円）
----	--------------	------------

	(株)				(株)		
[略]				[同左]			
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	(移転日)			合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	(移転日)		
	月 日				月 日		
	月 日				月 日		
	月 日				月 日		
[略]				[同左]			
3 [略] (記載上の注意) [1・2 略]				3 [同左] (記載上の注意) [1・2 同左]			
3 「処理状況」 [(1)・(2) 略]				3 「処理状況」 [(1)・(2) 同左]			
(3) 「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換、株式交付又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。				(3) 「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。			
(4) [略]				(4) [同左]			
4 [略]				4 [同左]			
備考 帳目「[]」の記載は、本報告書の「重要事項」欄に記載された「重要事項」を添へて行なうこととする。							